

株 主 各 位

第15期定時株主総会招集ご通知 インターネット開示事項

新株予約権等の状況
連結注記表
個別注記表

(平成30年1月1日から平成30年12月31日まで)

株式会社ピアラ

第15期定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、事業報告の新株予約権等の状況、連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.piala.co.jp/>) に掲載することにより株主の皆さまに提供しております。

新株予約権等の状況

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

		第 8 回 新 株 予 約 権	
発 行 決 議 日		平成30年1月9日	
新 株 予 約 権 の 数		399個	
新 株 予 約 権 の 目 的 と な る 株 式 の 種 類 と 数		普通株式 (新株予約権 1 個につき	15,960株 40株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権 1 個当たり (1 株当たり)	30,000円 750円)
権 利 行 使 期 間		平成32年1月11日から 平成40年1月8日まで	
行 使 の 条 件		(注)	
使用人等への交付状況	当 社 使 用 人	新株予約権の数 目的となる株式数 交付者数	350個 14,000株 34名
	子会社の役員及び使用人	新株予約権の数 目的となる株式数 交付者数	49個 1,960株 8名

- (注) 1. ① 新株予約権の行使に係る行使価額の年間（1月1日から12月31日まで）の合計額が1200万円を超過することになる行使はできないものとする。ただし、この金額は、租税特別措置法第29条の2第1項第2号に定める金額が改正された場合には、当該改正を含む改正租税特別措置法の施行日に当該改正後の金額に変更されるものとする。
- ② 新株予約権者は、権利行使時においても、当社及び当社子会社の取締役又は従業員であることを要する。ただし、新株予約権を行使することができる期間に退任又は退職した取締役又は従業員については、退任又は退職後3か月を経過するまでの間に限り新株予約権を行使することができるものとする。
- ③ 新株予約権者が死亡した場合には、その死亡時において本人が行使しうる株式数を上限として6か月以内（ただし、行使期間の末日までとする。）に限り相続人の行使

を認める。ただし、当社取締役会の承認を得ることを条件とする。

- ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
 - ⑤ 各本新株予約権の一部行使はできない。
 - ⑥ 新株予約権者は、新株予約権を行使することができる期間のうち以下の区分に従い計算された数を上限として、割当てられた本新株予約権の全部又は一部を行使することができる。（ただし、計算の結果生じる1個未満の端数については、これを切り捨てるものとする。）
 - イ. 割当日後、2年を経過した日以降3年を経過する日の前日までの期間においては、割当された本新株予約権の数に2分の1を乗じた数
 - ロ. 割当日後、3年を経過した日以降4年を経過する日の前日までの期間においては、割当された本新株予約権の数に4分の3を乗じた数
 - ハ. 割当日後、4年を経過した日以降8年を経過する日の前日までの期間においては、割当された本新株予約権の数に4分の4を乗じた数
 - ⑦ 上記②、③及び⑥にかかわらず新株予約権者は、当社の普通株式が金融商品取引所に上場していない場合は、本新株予約権を行使することができないものとする。
 - ⑧ その他の条件については、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権割当の対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
2. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。
- ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ決定する。
 - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、再編後行使価額に、上記③に従って決定される当該新株予約権の

目的である再編対象会社の株式の数に乗じた額とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとする。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

当社グループの現在及び将来の役職員に対する中長期的な企業価値向上へのインセンティブ付与を目的として、税理士森満彦を受託者として「ピアラ新株予約権信託」（以下「本信託」という。）を設定しており、当社は本信託に基づき、森満彦に対して、第9回新株予約権を発行しております。

	第 9 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日	平成30年8月30日
新 株 予 約 権 の 数	70,000個
新 株 予 約 権 の 目 的 と な る 株 式 の 種 類 と 数	普通株式 70,000株 (新株予約権 1 個につき 1株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権 1 個当たり 1,500円 (1 株当たり 1,500円)
権 利 行 使 期 間	平成33年4月1日から 平成40年8月30日まで
行 使 の 条 件	(注)

(注) 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 本新株予約権の割当を受けた者(以下、「受託者」という。)は、本新株予約権を行使することができず、受託者より本新株予約権の付与を受けた者(以下、「本新株予約権者」という。)のみが本新株予約権を行使できることとする。
- (2) 本新株予約権者は、平成32年12月期又は平成33年12月期のいずれかの事業年度において、営業利益が600百万円を超過した場合にのみ、本新株予約権を行使することができる。ただし、平成31年12月期から平成32年12月期において、一度でも営業利益が364百万円を下回った場合、本新株予約権を行使することができない。

なお、国際財務報告基準の適用、決算期の変更等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。

- (3) (2)にかかわらず、本新株予約権者は、本新株予約権の割当日から行使期間の満了日までにおいて次に掲げる各事由が生じた場合には、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使することができないものとする。
- (a) 行使価額に90%を乗じた価格（1円未満切り上げ）を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合（払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。）。
 - (b) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、行使価額に90%を乗じた価格（1円未満切り上げ）を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき（当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。
 - (c) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、行使価額に90%を乗じた価格（1円未満切り上げ）を下回る価格となったとき。
 - (d) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、DCF法並びに類似会社比較法等の方法により評価された株式評価額が行使価額に90%を乗じた価格（1円未満切り上げ）を下回ったとき（ただし、株式評価額が一定の幅をもって示された場合、当社取締役会が本項への該当を判断するものとする。）。
- (4) 本新株予約権者は、本新株予約権を行使する時まで継続して、当社又は当社の子会社・関連会社の取締役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (5) 本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (6) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (7) 本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・ 連結子会社の数 3社
- ・ 主要な連結子会社の名称 株式会社PIALab.
PIATEC(Thailand) Co., Ltd.
比智(杭州)商貿有限公司

前連結会計年度において連結子会社でありました比亞萊集團有限公司は清算終了したため、連結の範囲から除外しております。

② 非連結子会社の状況

- ・ 主要な非連結子会社の名称 第9回新株予約権信託
- ・ 連結の範囲から除いた理由 非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

- ・ 持分法適用の非連結子会社及び関連会社数
該当事項はありません。

② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

持分法を適用していない非連結子会社（第9回新株予約権信託）は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. その他有価証券

- ・ 時価のないもの 移動平均法による原価法

ロ. たな卸資産

当社及び連結子会社は、主として個別法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

当社は定率法を採用しております。ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

また、在外連結子会社は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 8～15年

工具、器具及び備品 4～8年

ロ. 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年以内）に基づいております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、当社及び国内連結子会社は一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。また在外連結子会社は主として特定の債権について回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

当社及び連結子会社は従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

④ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

⑤ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

イ. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

ロ. 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額処理しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い等の適用)

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」(実務対応報告第36号 平成30年1月12日。以下「実務対応報告第36号」という。)等を平成30年4月1日以後適用し、従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引については、「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号 平成17年12月27日)等に準拠した会計処理を行うことといたしました。

ただし、実務対応報告第36号の適用については、実務対応報告第36号第10項(3)に定める経過的な取扱いに従っており、実務対応報告第36号の適用日より前に従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引については、従来採用していた会計処理を継続しております。

3. 表示方法の変更

従来、「投資その他の資産」の「その他」に含めておりました「差入保証金」については、重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。

なお、前連結会計年度の「差入保証金」は10,573千円であります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

受取手形割引高 35,253千円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 3,537,360株

(2) 当連結会計年度の末日における新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の目的となる株式の種類及び数

普通株式 21,920株

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的かつ安全な預金等に限定しており、投機的な取引は行わない方針であります。また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

敷金は、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金及び未払法人税等は1年内の支払期日であります。借入金は、主に運転資金に係る資金調達を目的としたものであり、金利の変動リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

受取手形及び売掛金については、与信管理規程に従い、管理本部が債権回収状況を定期的にモニタリングし、債権ごとに期日及び残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

敷金については、賃貸借契約締結に際し差入先の信用状況を把握しております。

ロ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

資金計画及び実績状況を毎月、取締役会に報告を行い、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算出された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成30年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
①現金及び預金	1,444,772	1,444,772	－
②受取手形及び売掛金	1,210,669		
貸倒引当金(*1)	△11,611		
	1,199,057	1,199,057	－
③敷金	93,560	71,310	△22,249
資産計	2,737,389	2,715,139	△22,249
①買掛金	750,070	750,070	－
②短期借入金	190,000	190,000	－
③未払金	119,835	119,835	－
④未払法人税等	82,599	82,599	－
⑤長期借入金(*2)	266,736	266,442	△293
負債計	1,409,240	1,408,946	△293

(*1) 受取手形及び売掛金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(*2) 1年内返済予定の長期入金については、長期借入金に含めております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

①現金及び預金、②受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

③ 敷金

敷金の時価については、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に基づく利率で割り引いた現在価値に信用リスクを加味して算定しております。

負債

①買掛金、②短期借入金、③未払金、④未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

⑤長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	金額
差入保証金	62,208

差入保証金については、市場価格がなく、回収時期を予測することが困難であり、将来キャッシュ・フローを見積もることができないため、時価開示の対象としておりません。

7. 1 株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 436円25銭

(2) 1株当たり当期純利益 76円71銭

(注) 当社は、平成30年8月9日付で普通株式1株を40株に分割いたしました。当連結会計年度の期首に当該分割が行なわれたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1)有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

② その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

(2)たな卸資産の評価基準及び評価方法

主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(3)固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～15年

工具、器具及び備品 4～8年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年以内）に基づいております。

(4)繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

(5)引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(6)その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い等の適用)

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」(実務対応報告第36号 平成30年1月12日。以下「実務対応報告第36号」という。)等を平成30年4月1日以後適用し、従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引については、「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号 平成17年12月27日)等に準拠した会計処理を行うことといたしました。

ただし、実務対応報告第36号の適用については、実務対応報告第36号第10項(3)に定める経過的な取扱いに従っており、実務対応報告第36号の適用日より前に従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引については、従来採用していた会計処理を継続しております。

3. 表示方法の変更

従来、「投資その他の資産」の「その他」に含めておりました「差入保証金」については、重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしております。

なお、前事業年度の「差入保証金」は9,532千円であります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 資産から直接控除した減価償却累計額

固定資産

有形固定資産

建物 23,045千円

工具、器具及び備品 11,446千円

(2) 受取手形割引高 35,253千円

(3) 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

関係会社に対する金銭債権及び金銭債務には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

長期金銭債権 31,190千円

短期金銭債務 24,204千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額

営業取引（収入分）	414千円
営業取引（支出分）	153,094千円
営業取引以外の取引（収入分）	903千円
営業取引以外の取引（支出分）	24,914千円

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (平成30年12月31日)
繰延税金資産（流動）	
貸倒引当金	3,555千円
賞与引当金	12,646
未払事業税	6,391
仕掛品	28,158
未払金	7,444
その他	1,846
小 計	60,042
評価性引当額	△6,756
合 計	53,286
繰延税金資産（固定）	
貸倒引当金	20,231
関係会社株式評価損	9,173
減価償却超過額	11,944
減損損失	6,375
その他	4,925
小 計	52,650
評価性引当額	△52,062
合 計	588
繰延税金資産の純額	53,874

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議 決 権 等 の 所 有 (被 所 有) 割合	関連当事者との関係	取引の内容	取 引 金 額 (千円)	科 目	期 末 残 高 (千円)
子会社	株式会社PIALab.	沖縄県宜野湾市	10,000千円	インターネット広告運用業務 システム開発業務 コールセンター業務	所有 直接 100%	資金の援助等	資金の貸付 (注) 1	40,000	関係会社長期貸付金 (注) 3	43,000
							人件費及び経費の立替等 (注) 2	646	投資その他の資産「その他」	10,644
子会社	PIATEC (Thailand) Co.,Ltd.	タイ王国バンコク	3,000千タイバツ	システム開発運用保守管理業務	所有 直接 99%	資金の援助等	資金の貸付 (注) 1	37,133	関係会社長期貸付金 (注) 3	37,133
							人件費及び経費の立替等 (注) 2	6,163	投資その他の資産「その他」	346
子会社	比智（杭州）商口有限公司	中国杭州	2,100千中国元	マーケティング企画企業管理コンサルティング業務	所有 直接 100%	資金の援助等	資金の貸付 (注) 1	12,211	関係会社長期貸付金 (注) 3	12,211
							人件費及び経費の立替等 (注) 2	2,409	投資その他の資産「その他」 (注) 3	20,200
子会社	比亞萊集團有限公司	中国香港	2,767千香港ドル	海外子会社統括業務	所有 直接 100%	資金の援助等	債権の放棄 (注) 4	42,479	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
2. 人件費及び経費の立替等は、実際の発生額によっております。
3. 子会社への貸倒懸念債権等に対し、合計66,071千円の貸倒引当金を計上しており、当事業年度において合計37,004千円の貸倒引当金繰入額を計上しております。
4. 比亞萊集團有限公司を清算するにあたり、貸付金等を債権放棄したものであります。
なお、前事業年度に貸倒引当金を42,479千円計上しており、債務放棄に伴い、全額を取り崩しております。
5. 取引金額に消費税は含まれておりません。期末残高に消費税は含まれております。

(2) 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議 決 権 等 の 所 有 (被 所 有) 割合	関 連 当 事 者 との 関 係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	飛鳥 貴雄	—	—	当社代表取締役社長	被所有 直 接 22.7%	—	新 株 予 約 権 の (注) 1 行使	27,456	—	—
						債務被保証	当 社 銀 行 借 入 に 対 す (注) 2 る 債 務 被保証	289,082	—	—
							仕 入 債 務 に 対 す る 債 (注) 3 務 被 保 証	5,059	—	—
役員	根来 伸吉	—	—	当社常務取締役	被所有 直 接 4.7%	債務被保証	仕 入 債 務 に 対 す る 債 (注) 3 務 被 保 証	3,303	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 当事業年度のストック・オプションの権利行使による払込金額を記載しております。

2. 当社は、期中に金融機関からの借入れに対して、その保証を受けるため、当社代表取締役社長 飛鳥貴雄より債務保証を受けておりました。

なお、当事業年度末現在においては債務保証は解消しております。また、保証料の支払は行っておりません。

3. 当社は、仕入債務の一部に対して、当社代表取締役社長 飛鳥貴雄及び取締役根来伸吉より債務保証を受けておりました。

なお、当事業年度末現在においては債務保証は解消しております。また、保証料の支払は行っておりません。

8. 1 株当たり情報に関する注記

(1) 1 株当たり純資産額 444円19銭

(2) 1 株当たり当期純利益 80円83銭

(注) 当社は、平成30年8月9日付で普通株式1株を40株に分割いたしました。当事業年度の期首に当該分割が行なわれたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。